# 【御浜町の給与・定員管理等について】

## 1 総 括

#### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 B/A	平成 24 年度 の人件費率
25 年度	9, 292 人	5, 254, 100千円	300, 992 千円	822, 372 千円	15. 7%	16.0%

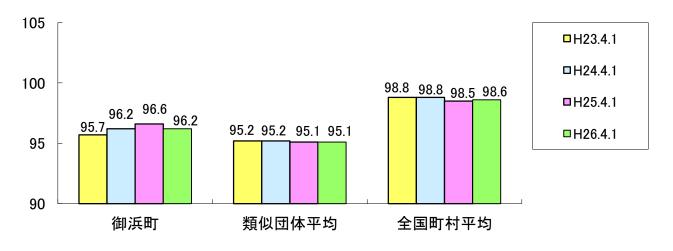
(注) 人件費には、特別職(町長、収入役、教育長)、職員の給与並びに議員等の報酬のほか、地方職員共済組合負担金等を含みます。

#### (2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

	職員数		糸	슴 <u>부</u>	5	Ę	(参考) 一人当たり	(参考) 類似団体平均
区分	А	給	料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	→ ハコル / A / A / B / A	一人当たり 給 与 費
25 年度	95 人	364,	783 千円	48, 512 千円	127, 275 千円	540, 570 千円	5, 691 千円	5, 528 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。
  - 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。

## (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較する ため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職 俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
  - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
  - 3 平成 24 年及び平成 25 年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

-)	給与制度の総合的見	直しの実施状況	について	
	】国の給与制度の総合的身 給割合の見直し等に取り約			፯均2%の引下げ及び₺
	 合料表の見直し		· ·	
[	実施			
· ——	也域手当の見直し 尾施内容(国基準における 支給割合)国基準0%に対し			割合)
- 	実施内容(国基準における 			割合)
- 	関連 (国基準における) (国基準の) (国基準の) (国基準の) (国基準の) (国基準の) (国対) (国基準の) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本	ン、御浜町におい <sup>-</sup> 平成26年度	ても0%。	平成27年度の
- 	関連 (国基準における) (国基準の) (国基準の) (国基準の) (国基準の) (国基準の) (国対) (国基準の) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本	、御浜町におい <sup>-</sup>	ても0%。	
三 (3	関連 (国基準における )	ン、御浜町においる 平成26年度 の支給割合	でも0%。 見直し後の支給 割合(H30.4.1)	平成27年度の 支給割合

# 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

## ①一般行政職

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
御浜町 43.0歳 328,000円		382, 506 円	354, 844 円	
三重県	43.3歳	348, 236 円	451, 586 円	— 円
国	43.5歳	335, 000 円	_	408, 472 円
類似団体	42.5歳	312, 705 円	356, 838 円	342, 588 円

#### ② 技能労務職

© 12 nc 23 33 49										
				公 務	員			民 間		参考
	区分	平均 年齢	職員 数	平均給料 月 額	平均給与 月 額 (A)	平均給与 月 額 (国比較ベース)	対応する 民 間 の 類似職種	平均 年齢	平 均 給与月額 (B)	A/B
	御 浜 町	52.8 歳	5 人	331,600円	370, 720 円	353, 120 円		l		
	内 清掃 作業員	48.3 歳	3人	325, 400 円	360, 400 円	350, 400 円	廃棄物処理 業従業員	44. 7 歳	288, 100 円	1. 25
	内 その 他労務職	*歳	*人	* 円	* 円	* 円	ı	l		
	三重県	49. 4 歳	- 人	350, 012 円	405, 196 円	— 円	_	_		
	围	50.1 歳	3, 119 人	287, 992 円	_	326, 611 円	_		_	
	類似団体	50.5 歳	4人	302, 792 円	324, 784 円	317, 377 円	_	_	_	

(注)「\*」は対象職員が少数のため数値を記入しておりません。

			参考	
	区分	年収べース	ス(試算値)の比	較
		公 務 員	民 間	C/D
		(C)	(D)	0 / 5
:	御 浜 町	_	_	_
	内 清掃 作業員	5, 666, 600 円	3, 939, 100 円	1. 44
	内 その 他労務職	_		_

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査 において公表されているデータを使用し ています。(平成23~25年の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
  - 2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間 外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査にお いて明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース (= 時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

## (2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区	分	御浜町	三重県	玉
	大学卒	172, 200 円	178, 800 円	172, 200 円
一般行政職	高校卒	140, 100 円	144, 500 円	140, 100 円
++ 45 24 34 104	高校卒	137, 200 円	144, 500 円	_
技能労務職	中学卒	129, 200 円	_	_

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

区分	経験年数	概ね 10 年 (9~10 年)	概ね 20 年 (19~20 年)	概ね 25 年 (23~25 年)	概ね 30 年 (29~30 年)
一般行政職	大学卒	263, 900 円	352, 150 円	376, 666 円	412, 250 円
一加又打」此又相以	高校卒	* 円	* 円	* 円	* 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	* 円	* 円

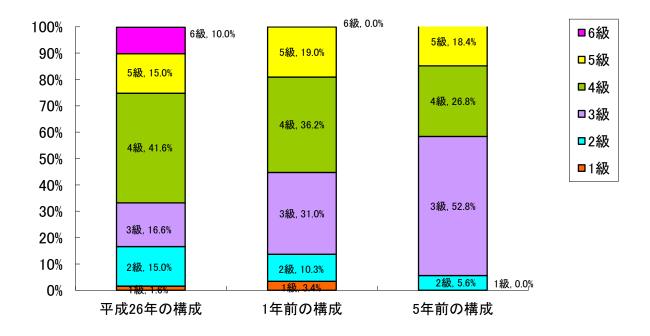
(注) 「\*」は対象職員が少数のため数値を記入しておりません。

# 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

1	75- 7 1 5			, , , ,,,	7			
	区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	構成比 1号給の 給料月額			
	1級	主事、主事補		1. 7%	135, 600 円	243, 700 円		
	2級	主事	9人	15.0%	185, 800 円	307, 800 円		
	3級	係長、主査、主任主事	10人	16.7%	222, 900 円	354, 700 円		
	4級	課長補佐、主幹	25人	41.7%	261, 900 円	388, 300 円		
	5級	課長、参事	9人	15.0%	289, 200 円	400, 600 円		
	6級	課長	6人	10.0%	320, 600 円	422, 600 円		

- (注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
  - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務評価制度を導入していないため、勤務実績を根拠として昇給判定を行う。

# 4 職員の手当の状況

## (1)期末手当·勤勉手当

御 浜 町	三重県	围
一人当たり平均支給額(25 年度) 1, 410 千円	一人当たり平均支給額(25 年度) 1,580 千円	_
(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等に よる加算措置 ・役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等に よる加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等に よる加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

<sup>(</sup>注)() )内は、再任用職員に係る支給割合です。

#### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

欠勤、休職がないことを根拠として、勤務実績を勤勉手当に反映させる。

# (2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

	御浜町			国	
(支給率)	自己都合	応募認定•定年	(支給率)	自己都合	応募認定•定年
勤続 20 年	21.62月分	27.025 月分	勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分
勤続 25 年	30.82月分	36.57 月分	勤続 25 年	30.82月分	36.57 月分
勤続 35 年	43.7 月分	52.44 月分	勤続 35 年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措		型期退職特例措置 5~20%加算)	その他の加算		早期退職特例措置 自率 2%~45%)
退職時特別昇絲	合 なし				
1人当たり平均	匀支給額				
		23, 555 千円			

<sup>(</sup>注)退職手当の1人当たりの平均支給額は、25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

## (3)地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)			0	千円			
支給職員1人当たり平均支給年			0	円			
支給対象地域	支 給	率	支給対象	象職員数	国の制度	(支統	給率)
		%		人			%
地域手当補正後ラスパイレス打	<b>á数</b>						
(ラスパイレス指数)							

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を上した地域における国家公務員と地方 公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に 基づく地域手当支給率)により算出。)

#### (4) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25 年度	——————— <b>決</b> 算)		0	千円		
支給職員1人当たり	リ平均支給年額(		0	円		
職員全体に占める手	- 当支給職員の割		0	%		
手当の種類(手当	数)		2			
手当の名称	主な支給対象 職員	主な支給対象	<del></del> 業務	左記職員 する支約		
		感染症が発生し、又は発生	するおそれがあ			
		る場合において、感染症患	者若しくは感染			
-+ >4 - <del></del>	-+->+ - <u>+-</u>	症の疑のある患者の救護者	<i>~</i> → 1			
感染症防疫作業に	感染症防疫作	従事し	した日			
従事する職員の特	従事する職員の特 業に従事する ある物件の処理作業に従事したとき又は					
殊勤務手当	職員	のの物件の処理作業に促す	*したとさ又は		800円	

に従事したとき

伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌 を有する疑のある家畜に対する防疫作業

直接行路死亡人の取扱いに従事したとき

1件につき

5,000円

# の特殊勤務手当する職員

行路死亡人の

取扱いに従事

行路死亡人の取扱

いに従事する職員

(5)時間外勤務手当

支給実績(25 年度決算)	19, 835 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	248 千円
支給実績(24 年度決算)	19, 627 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	231 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

# (6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当た り平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外の扶養親族 2 人 まで 6,500 円 ただし、配偶者のない場合 の 1 人目 11,000 円 扶養親族でない配偶者を 有する場合の 1 人目 6,500 円 その他の扶養親族 5,000 円 なお、満 16 歳以上 22 歳ま での子については 5,000 円加算	同	_	13, 304 千円	350, 105 円
住居手当	借家、借間居住者支給対象 12,000 円を超える額 最高支給額 27,000 円	同	_	2, 849 千円	284, 900 円
通勤手当	交通機関利用者 最高限度額 55,000 円 交通用具(自動車等利用) 片道 2km以上の距離区分に 応じて支給 2.0km~2.6 km 3,420 円 2.6km~3.1 km 4,150 円 3.1km~3.6 km 4,750 円 3.6km~4.1 km 5,320 円 4.1km~4.6 km 5,850 円 4.6km~5.1 km 6,340 円 5.1km~5.6 km 6,780 円 5.6km~6.1 km 7,190 円 6.1km~6.6 km 7,560 円 6.6km~7.1 km 7,830 円 7.1km以上 往復距離×20 日×28 円	一部異	交通用具(自動車等利用)について、距離区分とその支給額 ※参考(国制度)交通用具(自動車等利用) 片道 2km 以上の距離区分にで支給 2km~5 km 2,000円 5km~10 km 4,100円 10km~15 km 6,500円 15 km以上 5 km毎に 2,400円加算 最高限度額 24,500円	5, 819 千円	96, 983 円
管理職 手 当	課長・参事・総務課長補佐 の管理職に支給 課長・参事 給与月額の7% 総務課長補佐 給与月額の6%	異	給料月額を基礎とする定率 支給 ※参考(国制度) 管理又は監督の地位にある 職員の官職のうち、規則で 指定する官職を占める職員 に対し定額支給	6, 553 千円	436, 867 円

# 5 特別職の報酬等の状況 (平成26年4月1日現在)

<b>.</b>	分		給料月額等	
区	刀		類似団体における	る 最高額/最低額
給料	町長	385, 000 円	870,000円	/ 363, 200 円
不口 个十	副町長	365, 000 円	670, 100 円	/ 365,000円
	議長	275, 000 円	364,000円	/ 220,000円
報酬	副議長	215, 000 円	285, 000 円	/ 168, 100 円
	議員	200, 000 円	263,000円	/ 135,800円
	町長		(25 年度支給割合)	
	副町長		3.95 月分	
期末手当	議長			
	副議長	(25 年度支給割合) 2. 95 月分		
	議員		2.00 7171	
		(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
12 時 千 少	町長	任期ごとに算定	7, 687, 680 円	任期終了時
退職手当	副町長	<i>''</i>	4, 380, 000 円	"
	備考			

- (注) 1 町長等の特別職の職員の報酬等については、公正を期すため、町内の各分野の有職者などで構成する「特別職報酬等審議会」の答申を受けて、条例で定められています。
  - 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

# 6 職員数の状況

# (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

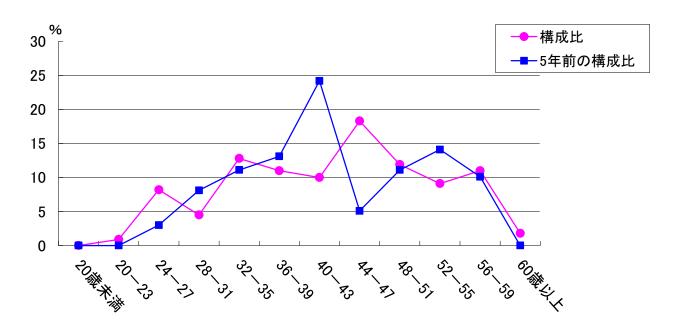
(各年4月1日現在)

		区	分	職員数	(人)	対前年増	ナル単端 理由
部「	門			平成 26 年	平成 25 年	減数(人)	主な増減理由
		議	会	2	2	0	
		総	務	22	21	1	(防災) ・業務内容の充実
		税	務	6	7	Δ1	(税務) ・三重地方税管理回収機構出向職員の帰還
	— 船	民	生	31	29	2	(民生一般) ・従来業務の増加及び業務内容の充実 (保育所) ・退職による補充(保育所)
<u>जेर्</u> ट	般行政部門	衛	生	13	12	1	(衛生一般) ・退職による欠員(保健師)
普通会計部門	門	農林	水産	9	9	0	
部門		商	I	1	1	0	
1 1		±	木	4	5	Δ1	(土木一般) ・育児休業者の課付けによる欠員
		Ħ	ŀ	88	86	2	〈参考〉 人口 1 万人当たりの職員数 94.71 人 (類似団体の 人口 1 万人当たりの職員数 123.64 人)
	教	育部門	]	10	10	0	
	小	· =	ŀ	98	96	2	〈参考〉 人口 1 万人当たりの職員数 105.47 人 (類似団体の 人口 1 万人当たりの職員数 150.99 人)
公	水	〕	1	2	2	0	
企業	下	水道	1	1	1	0	
公営企業等会計部門	そ	の他	2	8	7	1	(その他) ・外部からの派遣職員帰還に伴う補充
門	小	· Ē	ł	11	10	1	
	合	計		109 [142]	106 [142]	3	〈参考〉 人口 1 万人当たりの職員数 117.31 人

<sup>(</sup>注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者などを 含み、臨時または非常勤職員を除いています。

<sup>2 [ ]</sup>内は、条例定数の合計です。

# (2) 年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分		S	S	S	S	S	S	\$	S	S	S		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
平成26年 職員数	0	1	9	5	14	12	11	20	13	10	12	2	109
平成21年 (5年前)	0	0	3	8	11	13	24	5	11	14	10	0	99

# (3)職員数の推移

(単位:人・%)

							(平位:人 /0/
年度 部門別	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	79	84	86	89	86	88	9 (11.4%)
教育	10	10	10	10	10	10	
消防							
普通会計計	89	94	96	99	96	98	9 (10.1%)
公営企業等会計計	11	9	9	9	10	11	
総合計	100	103	105	108	106	109	9 (9.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

# 7 公営企業職員の状況

## (1) 水道事業

## ① 職員給与費の状況

# 決算

区 :	分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25 年	度	248, 752 千円	△55, 453 千円	16, 238 千円	6.5%	4. 2%

ΕΛ	職員数		給	Ė	<del>,</del>	費	一人当たり	(参考) 市町村平均
区分	区分 A		料	職員手当	期末·勤勉 手当	計 B	│ 給 与 費 │  B/A	一人当たり 給 与 費
25 年度	2 人	7, 852	2 千円	1, 353 千円	2,802 千円	12,007 千円	6,004 千円	6, 123 千円

- (注)1 職員手当には退職給与金は含まれていません。
  - 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。

## ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
御 浜 町	42.3歳	340, 350 円	500, 333 円
団体平均	45.0歳	342, 822 円	509, 358 円

<sup>(</sup>注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

#### ③ 職員の手当の状況

## ア 期末手当・勤勉手当

御 浜 町	一般行政職(御浜町)	団体平均
一人当たり平均支給額(25 年度) 1,401 千円	一人当たり平均支給額(25 年度) 1,410 千円	一人当たり平均支給額(25 年度) 1,456 千円
(25 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	_
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等に よる加算措置 ・役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等に よる加算措置 ・役職加算 5~10%	_

(注)() )内は、再任用職員に係る支給割合です。

# イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

	御浜町		_	-般行政職(御)	兵町)
(支給率)	自己都合	応募認定•定年	(支給率)	自己都合	応募認定·定年
勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分	勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分
勤続 25 年	30.82月分	36.57 月分	勤続 25 年	30.82月分	36.57 月分
勤続 35 年	43.7 月分	52.44 月分	勤続 35 年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措		期退職特例措置 ~20%加算)	その他の加算		型期退職特例措置 6~20%加算)
退職時特別昇網	合 なし		退職時特別昇	昇給 なし	
1人当たり平均	匀支給額		1人当たり3	<b>平均支給額</b>	
		一 千円			一 千円

# ウ 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)					0	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)					0	円
支給対象地域	支 給 率	支給対象	象職員数	国の制度	(支統	給率)
_	%		人			%

# 工 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25 年度決算)				0	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			0	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25 年度)			0	%	
手当の種類(手当数)			2		
手当の名称	主な支給対象 職員	主な支給対象	業務	左記職員	

手当の名称	主な支給対象 職員	主な支給対象業務	左記職員に対 する支給単価
感染症防疫作業に 従事する職員の特 殊勤務手当	感染症防疫作 業に従事する 職員	感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑のある患者の救護若しくは感染症菌の附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき又は伝染病菌を有する疑のある家畜に対する防疫作業に従事したとき。	従事した日 1日につき 800円
行路死亡人の取扱 いに従事する職員 の特殊勤務手当	行路死亡人の 取扱いに従事 する職員	直接行路死亡人の取扱いに従事したとき	1 件につき 5, 000 円

# 才 時間外勤務手当

支給実績(25 年度決算)	828 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	414 千円
支給実績(24 年度決算)	998 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	499 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決)」と同じ年度 4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはなら ない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

# カ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般で政職の制度との異同	一般可以間の制度と異なる内容	支給実績 (25 年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外の扶養親族 2 人まで 6,500 円 ただし、配偶者のない場合の 1 人目 11,000 円 扶養親族でない配偶者を有する 場合の 1 人目 6,500 円 その他の扶養親族 5,000 円 なお、満 16 歳以上 22 歳までの子 については 5,000 円加算	同		78 千円	78, 000 円
住居手当	借家、借間居住者支給対象 12,000 円を超える額 最高支給額 27,000 円	同		324 千円	324, 000 円
通勤手当	交通機関利用者 最高限度額 55,000 円 交通用具(自動車等利用) 片道2km 以上の距離区分に応じて支給 2.0km~2.6 km 3,420 円 2.6km~3.1 km 4,150 円 3.1km~3.6 km 4,750 円 3.6km~4.1 km 5,320 円 4.1km~4.6 km 5,850 円 4.6km~5.1 km 6,340 円 5.1km~5.6 km 6,780 円 5.6km~6.1 km 7,190 円 6.1km~6.6 km 7,560 円 6.6km~7.1 km 7,830 円 7.1km以上 往復距離×20 日×28 円	同		123 千円	61, 500 円
管理職 手 当	課長・参事・総務課長補佐の管理 職に支給 課長・参事 給与月額の7% 総務課長補佐 給与月額の6%	同		一千円	—円

#### 8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間等について

種類	内容
勤 務 時 間	8 時 30 分から 17 時 15 分まで 週 38 時間 45 分勤務 なお、勤務時間は勤務場所により異なることがあります。
週 休 日	土曜日、日曜日
休 日	国民の祝日に関する法律に規定する休日 年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)
休 憩 時 間	12 時から 13 時まで 1 時間

- (注)公務運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員について、所属長が任命 権者の承認を受けて勤務時間の振替をすることができます。
  - ※振替勤務時間制度振替勤務・・・・・勤務時間の長さを変更せず、時間帯をずらした勤務

#### (2) 休暇制度等について

休暇には大きく次の4つがあります。

- ①年次有給休暇 1年(暦年)あたり20日の年次有給休暇が与えられます。残日数がある場合は、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病 気 休 暇 病気療養に必要最小限な期間。
- ③特 別 休 暇 特定の事由に基づいて有給で認められます。結婚休暇、忌引休暇、産前・ 産後休暇、ボランティア休暇、夏期休暇などがあります。
- ④介 護 休 暇 配偶者等の介護が必要な期間(連続する6月以内)について無給で与えられます。

区分	種類		
年次有給休暇	1± X	1 暦年 20 日	
十八日中中		- パープン G - 必要な期間 (6 月以内)	
病気休暇	私傷病	必要な期間(6 月以内、ただし結核は 1 年以 内)	
	選挙権その他公民としての権利行使 証人等としての裁判所等への出頭 骨髄バンクへの登録、骨髄液の提供	その都度必要な期間	
	ボランティア休暇	1 暦年 5 日以内	
	結婚休暇 産前・産後休暇	7日以内 産前6週間・産後8週間(多胎は産前14週間)	
	妻の出産	2 日以内   名目の   14 週間   3 日以内   3 日以内   14 週間   14 週間   14 週間   14 週間   15 週	
	子の疾病等	5日(子が2人以上の場合は10日)以内	
特別休暇	短期介護	5日(要介護者が2人以上の場合は10日)以内	
	育児時間	1日2回各30分(生後1年6月以内)	
	忌引	配偶者 10 日、父母 7 日、子 5 日、兄弟姉妹 3 日 など	
	夏季休暇(盆等の諸行事、健康増進)	3日以内	
	災害による住居の滅失及び損壊		
災害等による出勤困難		── その都度必要な期間	
	災害時の退勤途上の危険回避		
介護休暇	配偶者等の介護(無給)	続する6月の範囲内の必要な期間	
組合休暇	職員団体の活動への従事(無給)	1 暦年 30 日を越えない日数	

(3) 年次有給休暇の取得状況 (平成25年1月1日~平成25年12月31日)

職員には1年(暦年)あたり20日間の年次有給休暇が与えられます。残日数がある場合は、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。

平成 25 年の職員一人あたりの平均取得日数は 9.3 日 です。

(4) 育児休業の取得状況 (平成25年4月1日~平成26年3月31日)

(単位:人)

	男性	女性
育児休業の取得人数	0	5
部分休業の取得人数	0	0

(5) 介護休暇の取得状況 (平成25年4月1日~平成26年3月31日)

(単位:人)

	男性	女性
介護休暇の取得人数	0	0

## 9 分限及び懲戒処分の状況

#### (1) 分限処分者数

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任および休職があります。

平成25年度の分限処分の状況は次のとおりです。

(単位:人)

	免職	降任	休職	合計
一般行政職	_	-	-	_
技能労務職	_	1	1	_
計	_	_	_	_

#### (2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、 公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停 職、減給および戒告があります。

町民のみなさんからの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、不祥事が発生した際には厳正に対処してまいります。

#### 10 服務の状況

## (1) 職務専念義務免除の概要

職員は、法律や条例に特別に定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、町民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

人間ドックや国民体育大会に参加する場合等には、あらかじめ承認を得れば、職務に専念する義務を免除される場合があります。

#### (2) 営利企業等への従事の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。 平成25年4月1日現在、営利企業等への従事者はいません。

## 11 福祉及び利益の保護の状況

地方分権が進展していく中で、厳しい行財政運営を効果的・効率的に展開していくため、公務能率の向上を目的とした福利厚生制度を実施しています。

平成25年度においては、次のような事業を行っています。

#### (1)健康管理事業の状況

労働安全衛生法及び各任命権者の安全衛生管理規程に基づき、事業者責任として、職員の 安全と健康を確保するため下記の健康管理事業を実施しています。

事業の名称	事 業 の 内	容
一般健康診断	職員の一般的な健康状態を把握し、適切な就業上の措置や保健 指導を実施することを目的に実施しています。	
健康管理事業の決算額 954 千F		954 千円

#### (2) 互助会への補助金の状況

地方公務員法第 42 条に定められる地方公務員の厚生制度(職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項)を効率的・効果的に実施するため、互助会の実施する下記の事業に対し助成しています。

#### 一般財団法人 三重県市町職員互助会への負担金の状況

補助対象事業		
慶弔金等の給付を行う給付事業		
会員の資質向上、健康増進を目的とする福祉事業		
生活資金等の貸付を行う貸付事業		
退職手当の有利な運用と退職後の生活安定を目的とする互助年金事業		
負担金の決算額	1,640 千円	

# 12 職員研修の状況

地方公務員法第39 条では、職員は勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないと規定しています。この規定に基づき、任命権者として、様々な研修を実施しています。平成25年度の実施状況は次のとおりです。

## (1) 派遣研修(三重県市町総合事務組合)

研修の 種類	研 修 名	受講 者数	対 象
階層別研修	ワンステップ研修【前期】I	2	新規採用職員
	ワンステップ研修【前期】Ⅱ	2	新規採用職員
	ワンステップ研修【中期】	2	新規採用職員
	ワンステップ研修【後期】	2	新規採用職員
	ツーステップ研修 I	3	採用後3年以上6年未満の職員
	ツーステップ研修 Ⅱ	2	採用後3年以上3年未満の職員
	スリーステップ研修 I	4	採用後6年以上の職員
	スリーステップ研修Ⅱ	3	採用後6年以上の職員
	マネージャー研修 Ι	3	採用後12年以上の職員
	マネージャー研修 Ⅱ	3	採用後12年以上の職員
	リーダー研修 I	1	管理職
能力向上研修	公営企業会計研修	1	
	三重地方行財政アカデミー研究会	1	
	三重地方行財政アカデミー	1	
	法制執務研修初級コース	9	
	用地取得実務研修	3	

## (2)庁内研修

研 修 名	受講者数	対 象
接遇研修	77	保育士、清掃職員を除く全職員
情報セキュリティ研修	71	保育士、清掃職員を除く全職員
救急救命講習	80	全職員